

令和8年度三重県産水産物等のベトナム向け販路開拓支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

本県では、県産水産物の新たな販路開拓を進めるため、国際的な水産物需要の高まりや「日本食」に対する追い風等の好機を生かし、輸出の拡大に取り組んでいる。

また、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会（以下「水産部会」という。）では、輸出ターゲット先として、経済成長が著しいマレーシアをはじめとする東南アジア諸国を選定し、現地での対面商談を行うなど、新たな販路の開拓に向けた取組を実施してきたところである。

本業務では、今般の国際情勢等を鑑み、輸出先国のさらなる多角化に向けて、経済発展の著しいベトナムにおける販路開拓を進めるとともに、より強固なサプライチェーンの構築を図ることを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度三重県産水産物等のベトナム向け販路開拓支援業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

4 業務の内容

(1) 現地アドバイザーの設置と商談会に向けたオンライン意見交換会

ベトナムにおける水産物等のニーズを熟知し、現地飲食店、小売店等への商流に精通した現地アドバイザーを設置すること。そのうえで、現地アドバイザーから水産部会事業者（以下「部会員」という。）に対し、現地における水産物等のニーズを共有するとともに、商品改良のアドバイスや輸出に関することに加え、過年度の商談及びMOU締結の取組実施にあたり、課題となった事項等の解決に向けたオンライン意見交換会の場（以下「意見交換会」という。）を1回以上設定すること。

なお、当該業務に係る部会員への周知及びそのとりまとめは、委託者（以下「水産部会」をさす。）が行うものとする。

ア 現地アドバイザーは、本業務を通じて、本業務の目的に沿った現地における情報を共有するとともに、部会員に対し現地への輸出に関する的確なアドバイスを行う役割を担うこととする。

イ 意見交換会については、事前に委託者と協議したうえで、(2)の商談会に活かすことができる内容とすること。

ウ 意見交換会は、少なくとも(2)の商談会開催の1ヶ月前までに実施すること。

エ 意見交換会は、オンライン会議システムを活用し、部会員から質問や相談事項を受け付ける時間を設定すること。

オ 意見交換会では、ベトナム市場における輸入に対する規制（施設認定、衛生証明書等）について、説明を行う機会を設けること。

カ 意見交換会では、(4)のベトナム現地の商社のバイヤー、飲食店のバイヤー、小

売店のバイヤー（以下「バイヤー」という。）の産地招聘および（５）のバイヤーと県内事業者間における県産水産物の積極的な活用等について記した覚書（以下「MOU」という。）の締結についての説明を行うこと。

キ 意見交換会では、過年度の課題事項等を整理し、解決策等を検討すること。

※過年度の課題については、委託者から受託者へ提供するものとする。

（２）商談会の開催

（１）を踏まえ、部会員とバイヤーとの商談会を１回以上開催すること。

なお、当該業務に係る部会員への周知（商談会の参加者募集を含む）及びそのとりまとめは、委託者が行うものとする。

ア 商談会事前説明会

ア) 商談会開催にあたり、商談会への参加を希望する部会員に向けた事前説明会を、オンライン会議システムを活用する等最適な方法で実施すること。

イ) 事前説明会では、商談会のスケジュール、バイヤーの情報、サンプル品の送付方法、準備物、注意事項等、商談会やその準備に関する具体的な内容を共有すること。また、商談時により効果を発揮するための手法、資料作り等のアドバイスも行うこと。

ウ) 事前説明会は、商談会開催の３週間前までに実施すること。

イ バイヤーとの商談会

ア) 商談会は、ホーチミンを拠点とし、ホテル又はバイヤーの事務所等における対面方式とすること。ただし、ベトナムに渡航できない部会員がいる場合は、オンライン方式（Zoom等）でも商談可能な状態とすること。

※商談会運営の都合により、オンライン方式の商談は、対面方式の商談と別日に設定しても良いこととする。

イ) 商談会の内容（日程、場所、詳細等）は、現地アドバイザーの意見を取り入れたうえ、委託者と協議し決定すること。なお、商談会開催に係る一切の業務（バイヤーの招聘、現地会場確保、必要備品・機材の準備、現地へのサンプル発送（サンプル費及び日本国内指定先への送料を除く）、当日の運営、通訳、移動手段の手配等）は、受託者が行うこと。

ウ) 商談会は、商流、物流等を勘案するなど、商談後の新規取引やその後の継続的な取引を見据えた内容とすること。

エ) 商談会においては、商社のバイヤーとその取引先の飲食店のバイヤーないしは商社のバイヤーとその取引先の小売店のバイヤーを一括で招聘し、相乗効果が得られるよう設定すること。なお、招聘するバイヤーの候補が決まったら委託者と協議すること。

オ) 商談会開催に当たって、バイヤーへの事前営業を行うなど、商談会における成約率を高めるための工夫を施すこと。また、予めバイヤーの産地招聘やMOUについての概要を説明し、可能な限り関心の高いバイヤーを選定すること。

カ) 商談会とあわせて、現地における訪問営業（２～３箇所）を、商談会開催日前後

に、現地アドバイザーの意見を取り入れたうえ、部会員の希望に応じて設定すること。なお、訪問営業に関する一切の業務（当日の運営、通訳、移動手段の手配等）は受託者が行うこと。

- キ) 必要に応じて商談会とあわせて、現地の農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム（ジェットロ・大使館等）との意見交換の場を設定すること。
- ク) その他商談会等の実施に必要な全ての準備、運営及び商談会後の取引等に関するフォローアップとそれらに係る一切の費用は受託者が負担すること。
- ケ) 上記ア) からク) の内容について、変更が必要な場合は、委託者と受託者が協議のうえ臨機応変に対応すること。

<商談会実施概要>

バイヤーとの商談会	
開催日程（想定）	令和8年9月中旬～11月下旬頃 単日又は複数日※1
商談方法	現地対面及びオンライン（Zoom等）
バイヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商社のバイヤー3者以上 ・ 上記商社のバイヤーのいずれか」と取引のある <ul style="list-style-type: none"> 飲食店のバイヤー2者以上 小売店のバイヤー1者以上 合計6者以上
部会員数（想定）	最大10者程度 （うち現地渡航：最大5者程度）
会場	現地会場：受託者が手配 オンライン：受託者が手配
移動手段	受託者が手配
通訳等	受託者が手配（日本語⇄ベトナム語のみ）
サンプル発送	サンプル商品費用及び日本国内指定先までの送料以外は受託者負担※2

※1 上記の開催日程および参加する部会員数は、想定であり、部会員の都合を勘案し、募集後最終決定する。

※2 サンプル送付については、必要に応じて施設認定や衛生証明書の添付等を行うこと。
万が一、サンプル発送が困難な場合には、商談成立につながる代替策を、委託者と協議のうえ実施するものとする。

<想定される主な水産物等>

- ・ ぶり、まだい、牡蠣、のり、いせえび、干物、関連する加工品など。

(3) 商談会後のフィードバックとフォローアップ

(2) の商談会開催後、部会員へのフィードバックを行うとともに、引き続き受託者による販促活動を実施し、より多くの商談成立、円滑な輸出につなげるためのフォローアップを行うこと。

なお、当該業務に係る部会員への周知及びそのとりまとめは、委託者が行うものとする。

- ア 商談会の実施結果についてとりまとめを行い、バイヤーや現地アドバイザーの意見を踏まえた今後の展開（商品や販売方法の改良等）について、部会員にフィードバックする場を設定すること。
- イ フィードバックは、オンライン会議システムを活用する等最適な方法で実施し、部会員からの質問や相談事項を受け付ける意見交換の時間を設定すること。
- ウ 商談会で提案された商品等について、取引成立に向けたフォローアップを行うとともに、更なる販路拡大に向けた取組として、商談会に参加しなかったバイヤーに向けた販促活動を可能な限り実施すること。サンプル品や資料等が追加で必要となった場合は、部会員と連携して対応すること。
- エ 商談会で提案された商品等について、令和9年2月末時点での商談結果（成約・成約見込・継続商談・不成約）を取りまとめること。なお、成約・成約見込の商品は、その販路を、継続商談・不成約の商品は、成約に向けて必要な改善点、アドバイスを記載すること。
- オ 上記ウの販促活動について、実施内容とその結果を上記エと同様に取りまとめること。
- カ 部会員が円滑に輸出できるよう、関連手続きの支援、現地への輸送方法の提案等、必要に応じたフォローアップを行うこと。

（4）バイヤーの産地招聘

（2）の参加バイヤーのうち、継続的な取引に意欲のあるバイヤー等を対象として、部会員とバイヤーとの間でのMOU締結と取引の拡大を見据えて、バイヤーの産地招聘を1回以上開催すること。

なお、当該業務に係る部会員への周知（産地招聘の部会員側の参加者募集を含む）及びそのとりまとめは、委託者が行うものとする。

- ア バイヤー招聘の内容は、（2）の結果および（3）の情報、現地アドバイザーの意見を踏まえ、別途委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- イ 産地招聘するバイヤーは、1者以上とし、MOU締結に関心の高いバイヤーを選定すること。また、英語ないしは日本語での商談が可能なバイヤーを選定すること。
- ウ バイヤー招聘に係る一切の業務（バイヤーの調整、スケジュール調整（部会員側は、委託者調整）、渡航・国内移動、宿泊ホテル、必要備品・機材の準備、当日の運営、通訳等）は、受託者が行うこと。また、費用は受託者が負担すること。

<産地招聘実施概要>

	バイヤーの産地招聘
開催日程（想定）	令和8年10月中旬～令和9年2月上旬頃※
バイヤー数	1者以上
部会員数（想定）	最大10者程度
行程	一日あたり3部会員程度を訪問
移動手段	受託者が手配

※上記の開催日程および参加する部会員数等は、想定であり、部会員の都合を勘案し、募集後委託者と受託者が協議のうえ最終決定する。

（５）MOUの締結

バイヤーと県内事業者間での継続的な取引につながる、良好な関係性の構築を図るために、（２）の商談会ないしは（４）のバイヤーの産地招聘等に参加し、継続的な取引に意欲のあるバイヤー等と部会員との間でMOU締結を行うこと。

ア MOU締結に係る一切の業務（MOU作成に伴うバイヤーと部会員間の調整、文面作成（英語および日本語）、署名等）は、現地アドバイザーの意見を踏まえ、委託者と協議のうえ全て受託者が行うこと。

イ MOU締結に向けては、現地バイヤー等の意向の把握や機運醸成をはじめとする事前準備が必要となることから、（１）～（４）の業務の機会等を活用しながら、委託者と協議のうえ計画的に進めること。

ウ 文面作成については、必要に応じてオンライン会議システム（Zoom等）を活用する等最適な方法により、最低２回以上打合せを行い、記載文言等の調整を行うこと。

<MOUの目安>

- ・締結数；２件以上
- ・締結時期；２０２７年２月２６日（金）まで
- ・記載文言例；

（部会員側）

三重県産水産物を活用したフェアなどに向けて、イベント用サンプルを無償提供する
（バイヤー側）

メニューや商品への三重県名の表記やフェアの実施など県産水産物のPR機会を創出する

※以上のように、両者の意向を十分に汲み取り、良好な関係を継続的に築けるような記載文言とすること。

５ 業務報告書の作成

（１）業務報告書の構成は下記のとおりとする。

- ・全体スケジュール
- ・「４ 業務の内容」に沿った事業実施状況報告（写真や資料、MOUも含む）
- ・総括

（２）業務報告書は、電子データで提出すること。なお、電子データの形式については、PDF及びPower Point又はWordの２種類を提出すること。

（３）業務に係る写真データは、業務報告書に使用した画像を含めた全てのデータをjpeg形式又はgif形式で提出すること。

６ 業務完了時の提出物

（１）業務完了報告書 １部

- (2) 業務報告書（上記5） 1式（電子データ）
- (3) その他本業務関係資料 1式（電子データ）
- (4) MOUに関する覚書の写し 各1部

7 特記事項

- (1) 業務の執行にあたり、委託者及び関係機関との連携を密にすること。
- (2) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (3) 業務上の成果品に係る著作権は、水産部会に帰属することとする。受託者に著作権が留保される場合であっても、水産部会が、業務遂行に必要な限りにおいて、自由に成果品を利用できることとする。
- (4) 業務上撮影を行った写真等については、肖像権者から掲載許可を取得すること。
- (5) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、会場使用料、通訳費、消耗品等）一切を含むこと。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、本協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 疫病、天災、暴動、国際情勢、その他委託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により、商談会等の開催を開催日前に中止とした場合、発生するキャンセル料や委託料については双方協議のうえ決定することとする。なお、上記の理由により、業務の運営が困難になった場合に、受託者に損害が生じても、委託者はその損害賠償責任を負わないものとする。
- (8) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (9) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、委託者と協議し、決定すること。